

平成二十五年十二月三日受領
答 弁 第 八 二 号

内閣衆質一八五第八二号

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に関する第三回質問に対する答弁書

一、二、四及び五について

先の答弁書（平成二十五年十月二十九日内閣衆質一八五第一五号）でお答えしたとおりである。

三について

政府としては、昭和四十八年十月十日に作成された日ソ共同声明にある「未解決の諸問題」に北方四島の問題が含まれることは、同月の首脳会談において田中角榮内閣総理大臣（当時）とブレジネフ・ソビエ

ト社会主義共和国連邦共産党中央委員会書記長（当時）との間で確認されたと認識している。